

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第3章第1節に規定する開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 線引き 法第7条第1項の規定により、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることをいう。
- (2) 既存集落 市街化調整区域において、50以上の建築物(用途上不可分の関係にある2以上の建築物にあっては、これらを一の建築物とする。以下同じ。)が、当該建築物の存する敷地相互の間隔が50メートル以内で連たんする地域(市街化調整区域外にまたがって連たんする場合を含む。)をいう。
- (3) 専用住宅 一戸建ての住宅であって、居住以外の用に供する部分がないものをいう。

(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)

第3条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

- (1) 市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日前から所有する土地(規則で定めるこれと同等であると認められる土地を含む。)を引き続いて所有している者(相続等により承継した者を含む。以下この号において「土地所有者」という。)の親族(当該線引きの日前の当該土地の所有者の三親等以内の直系血族である者(以下この号において「直系三親等血族」という。))で、かつ、土地所有者の三親等以内の血族であるものに限る。)又は直系三親等血族である土地所有者が、当該土地のうち規則で定める既存集落に近接する地域にある土地において新たに自己の居住の用に供する専用住宅の建築を行うことがやむを得ないと認められる場合に、自己の居住の用に供する専用住宅(規則で定める敷地面積の範囲内で、かつ、規則で定める高さを超えないものに限る。)の建築を目的として行う開発行為
- (2) 市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの際宅地であると認められる土地(規則で定める既存集落の周辺の地域にあるものに限る。)において、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ろ)項に掲げる建築物(規則で定める高さを超えないもので、かつ、規則で定める敷地面積の限度を下回らないものに限る。)の建築を目的とする開発行為
- (3) 市街化調整区域に係る線引きの日前から引き続いて当該市街化調整区域に存する専用住宅(同一の敷地において改築した場合を含む。)の敷地を当該敷地と隣接している土地に、規則で定める面積の範囲内で拡張することを目的として行う開発行為
- (4) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる者が行う事業(以下「公共事業」という。)の施行により、市街化調整区域に存する適法に建築し、若しくは建設された建築物又は第1種特定工作物(以下「建築物等」という。)で、建築又は建設後法に違反せず使用されていたものを移転し、又は除却する必要があると認められる場合に、当該公共事業の施行者に対し当該建築物等の移転又は除却に係る契約をした日から1年以内に、規則で定める土地に当該建築物等に代わるものを従前と同一の用途及び規則で定める敷地面積の範囲内で、かつ、規則で定める高さを超えないもので、建築し、又は建設することを目的として行う開発行為
- (5) 市内に10年以上居住したことがある者が、規則で定める土地において新たに自己の居住の用に供する専用住宅の建築を行うことがやむを得ないと認められる場合に、自己の居住の用に供する専用住宅(規則で定める敷地面積の範囲内で、かつ、規則で定める高さを超えないものに限る。)の建築を目的として行う開発行為
- (6) 市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日以後に建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認を受けて建築された建築物で、建築後引き続き15年間以上法に違反せず使用されていたものについて、用途の変更を行うことによる周辺への影響等が従前と同程度であり、新たに周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、当該土地において用途の変更を行うことがやむを得ないと認められる場合に、当該建築物の用途の変更(規則で定める高さを超えないものに限る。)を目的として行う開発行為

(平19条例58・一部改正)

(法第42条第1項ただし書の規定による許可)

第4条 市長は、前条各号に規定する開発行為に関する要件に該当する建築物等で、かつ、当該建築物等の敷地が規則で定める基準に適合する場合は、法第42条第1項ただし書の規定に基づき許可するものとする。

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物等)

第5条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物等は、第3条各号に規定する開発行為に関する要件に該当する建築物等とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(太田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の廃止)

2 太田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成17年太田市条例第214号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に法の規定に基づきされる申請について適用し、施行日前にされた申請に対して施行日以後にされる許可等については、なお従前の例による。

4 旧条例第3条第5号の規定は、平成20年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

5 旧条例第4条の規定は、平成19年11月29日までの間は、なおその効力を有する。

附 則(平成19年9月28日条例第58号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成18年太田市条例第65号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(線引きの日前から所有する土地と同等であると認められる土地)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める線引きの日前から所有する土地と同等であると認められる土地は、同号に規定する土地所有者(以下「土地所有者」という。)又は土地所有者であった者が、当該線引きの日後に当該引き続いて所有していた土地との交換(当該交換により取得した土地のうち、当該交換前に所有していた土地の面積と等面積以下のものに限る。)により取得し、引き続いて所有している当該市街化調整区域に存する土地とする。

(条例第3条第1号の規則で定める既存集落に近接する地域)

第3条 条例第3条第1号の規則で定める既存集落に近接する地域は、既存集落に存する建築物の敷地から100メートル以内の地域とする。

(条例第3条第1号のやむを得ないと認められる場合)

第4条 条例第3条第1号のやむを得ないと認められる場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 土地所有者が、居住の用に供する専用住宅の建築が可能な土地を所有していない場合
- (2) 条例第3条第1号の親族又は直系3親等血族である土地所有者が、次のいずれにも該当する場合(アにあつては、当該土地所有者の配偶者及び建築しようとする建築物において同居を予定している者を含む。)
 - ア 自己の居住の用に供する土地又は建築物を所有していない場合
 - イ 結婚その他の独立して世帯を構成する事情がある場合
 - ウ 当該建築しようとする土地から通勤可能である場合
 - エ 当該建築に係る適切な資金計画を有している場合

(条例第3条第1号の規則で定める敷地面積の範囲)

第5条 条例第3条第1号の規則で定める敷地面積の範囲は、150平方メートル以上500平方メートル以下とする。ただし、当該土地が不整形である場合は、この限りでない。

(条例第3条各号の規則で定める高さ)

第6条 条例第3条各号(第3号を除く。)の規則で定める高さは10メートルとする。ただし、同条第4号において従前の建築物等が10メートルを超えている場合は、従前の高さまでとする。

(条例第3条第2号の線引きの日前から宅地であると認められる土地)

第7条 条例第3条第2号の線引きの際宅地であると認められる土地は、次の各号のいずれかに該当する土地(当該土地が道路に接していない場合は、道路に接続するために必要な最低限の通路用地を含む。)をいう。

- (1) 線引きの際宅地として登記簿に登録されている土地
- (2) 線引きの際固定資産税課税台帳上宅地として評価されていた土地
- (3) 線引きの日前に建築物を建築する目的で農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条の転用の許可を受けている土地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、線引きの際宅地であったものと市長が認める土地
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業による換地処分が行われた土地で、その換地前の土地が前各号のいずれかに該当するもの

(条例第3条第2号の規則で定める既存集落の周辺の地域)

第8条 条例第3条第2号の規則で定める既存集落の周辺の地域は、既存集落に存する建築物の敷地から50メートル以内の地域とする。

(条例第3条第2号の規則で定める敷地面積の限度)

第9条 条例第3条第2号の規則で定める敷地面積の限度は、150平方メートルとする。

(条例第3条第3号の規則で定める面積)

第10条 条例第3条第3号の規則で定める面積は、拡張後の敷地面積の合計が500平方メートルとする。ただし、当該土地が不整形である場合は、この限りでない。

(条例第3条第4号の規則で定める土地)

第11条 条例第3条第4号の規則で定める土地は、当該土地を公共事業により建築物等を移転し、又は除却する必要が生じた者(以下「移転者」という。)が取得するに当たり、当該土地の所有者、移転者及び当該公共事業の施行者の3者で契約を締結した土地(移転者が当該移転又は除却のために使用する土地を当該公共事業が公表される前から所有している場合は、当該土地)とする。

(条例第3条第4号の規則で定める敷地面積の範囲)

第12条 条例第3条第4号の規則で定める敷地面積の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める敷地面積の範囲とする。ただし、当該土地が不整形である場合は、この限りでない。

- (1) 当該既存建築物が住宅である場合 500平方メートル以内。ただし、既存の敷地が500平方メートルを超えている場合は、当該既存の敷地面積と等面積以下とする。
- (2) 前号以外の場合 次のいずれかの敷地面積の範囲
 - ア 公共事業により買収される敷地の面積の2倍以内(公共事業用地として公共事業の施行者に買収された後の残地に隣接する土地に拡張する場合は、当該残地の敷地面積に敷地の買収面積の2倍以内を加えた面積)
 - イ 既存敷地面積の1.5倍以内
 - ウ 500平方メートル以内

(条例第3条第5号の規則で定める土地)

第13条 条例第3条第5号の規則で定める土地は、次の各号のいずれにも該当する土地とする。

- (1) 既存集落に存する建築物の敷地から50メートル以内の土地
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第1号に規定する道路(その一端のみが他の道路に接続する道路を除く。)に4メートル以上接している土地
- (3) 排水を道路側溝、公共水路及び農業集落排水処理施設等に直接又は公共物を介して適切に放流することができる土地
- (4) この規則の施行の日において、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条の規定による農業振興地域整備計画において農用地区域に指定されていない土地

(条例第3条第5号のやむを得ないと認められる場合)

第14条 条例第3条第5号のやむを得ないと認められる場合は、当該自己の居住の用に供する専用住宅を建築しようとする者が、次の各号のいずれにも該当する場合(第1号にあっては、建築しようとする者の配偶者及び建築しようとする建築物において同居を予定している者を含む。)とする。

- (1) 自己の居住の用に供する土地又は建築物を所有していない場合
- (2) 当該建築しようとする土地から通勤可能である場合
- (3) 当該建築に係る適切な資金計画を有している場合

(条例第3条第5号の規則で定める敷地面積の範囲)

第15条 条例第3条第5号の規則で定める敷地面積の範囲は、250平方メートル以上500平方メートル以下とする。ただし、当該土地が不整形である場合は、この限りでない。

(条例第3条第6号のやむを得ないと認められる場合)

第16条 条例第3条第6号のやむを得ないと認められる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第

1項の規定による許可を受けるに当たり、特定の個人又は法人に属する要件を満たすことが必要とされるもので当該許可を受けて建築又は用途を変更した建築物から他人が使用する同一用途又は使用者を特定しない住宅(以下「一般住宅」という。)への用途の変更である場合

- (2) 法第29条第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による許可を受けた店舗併用住宅から一般住宅への用途の変更である場合
- (3) 当該市街化調整区域に係る線引きの日後に新たに建築された法第29条第1項第2号の規定により開発行為を行った者の居住の用に供する住宅から一般住宅への用途の変更である場合
- (4) 前3号に準ずる変更である場合

(条例第4条の規則で定める基準)

第17条 条例第4条の規則で定める基準は、敷地の規模が1,000平方メートル以上である場合に次に掲げる規定に定める基準を勘案して支障ないと認められる施設が設けられていることとする。

- (1) 敷地が主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供するもの以外である場合には、法第33条第1項第2号の規定
- (2) 法第33条第1項第3号の規定

(その他)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第3章第1節に規定する開発行為等の規制に関し、法、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設計説明書の様式)

第2条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、様式第1号によるものとする。

(資金計画書の添付書類)

第3条 省令第16条第5項に規定する資金計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、収支計画の支出のうち、工事費及び付帯工事費の額の合計が100万円未満の場合は、この限りでない。

- (1) 工事施行者が発行する工事費(付帯工事費を含む。)の内訳明細書
- (2) 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

(同意書等の様式等)

第4条 省令第17条第1項第3号に規定する法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為の施行等の同意書(様式第2号)に同意した者の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

2 省令第17条第1項第4号に規定する設計図を作成した者が省令第19条に規定する資格を有する者であることを証する書類は、設計者の資格に関する申告書(様式第3号)に設計者の資格、免許及び最終学歴を証する書類を添付しなければならない。

(開発行為の許可申請書)

第5条 法第29条の規定による開発行為の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に法第30条第2項及び省令第17条第1項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 開発区域及び周辺区域の公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図をいう。)の写し
 - (2) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書
 - (3) 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第4号)
 - (4) 工事施行者の能力に関する申告書(様式第5号)
 - (5) 開発区域となるべき土地の求積図(縮尺500分の1以上)
 - (6) 省令第16条第2項括弧書きに規定する開発行為(自己用)にあつては、設計概要書(様式第6号)
 - (7) 予定建築物等の平面図
 - (8) 現況写真
 - (9) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請に係る開発許可をしたときは、開発行為許可通知書(様式第7号)を申請者に交付する。
(平19規則81・一部改正)

(開発許可の変更申請)

第6条 開発許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、省令第16条第1項に規定する開発許可申請書に変更に係る事項が開発行為に関する設計以外の場合にあつては変更説明書を、設計の場合にあつては変更説明書及び変更説明図を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の変更説明書は、当該変更の理由及び変更の概要を記載したものとし、変更説明図は、当該変更前の設計図(縮尺500分の1以上)に変更後の設計の概要を明示したものとする。
- 3 市長は、第1項の申請に係る許可をしたときは、前条第2項の例により開発行為許可通知書を申請者に交付する。

(開発行為の不許可の通知)

第7条 市長は、開発許可申請又は開発許可の変更申請を不許可にしたときは、開発行為不許可通知書(様式第8号)を申請者に交付する。

(既存の権利者の届出)

第8条 法第34条第13号の届出をしようとする者は、市街化調整区域内の既存の権利者の届出書(様式第9号)に次に掲げる図書を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 当該土地の位置図(縮尺2,500分の1以上)
- (2) 第5条第1項第1号、第2号、第5号及び第8号に規定する図書
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(平19規則81・一部改正)

(標識の掲示)

第9条 開発許可を受けた者は、開発許可済標識(様式第10号)を当該開発行為に関する工事に着手した日から法第36条第3項の規定による公告の日まで当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(工事施行状況の報告)

第10条 開発許可を受けた者は、当該工事を完了したときは、速やかに次に掲げる工事について、その施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 擁壁工事(高さ2メートル以下のものを除く。)
- (2) 盛土工事(埋設排水管の施設状況を含む。)
- (3) 道路工事(舗装工事開始前の状況を含む。)
- (4) その他市長が指定する工事

(工事完了届出書の添付図書)

第11条 法第36条第1項の規定による届出は、省令第29条に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書に次に掲げる図書を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条第1号に規定する図書
- (2) 土地利用計画図(縮尺500分の1以上)
- (3) 当該土地の完成写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(工事完了公告の方法)

第12条 省令第31条に規定する工事の完了公告は、太田市公告式条例(平成17年太田市条例第3号)の例によりこれを行うものとする。

(工事の廃止の届出)

第13条 法第38条の規定による届出は、省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書に次に掲げる図書を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 工事の廃止の理由及び廃止後の土地利用計画を明らかにした図書
 - (2) 工事の廃止に係る地域を明示した図面(縮尺2,500分の1以上)
- 2 既に着手している工事を廃止する場合は、前項の届出書及び添付図書に廃止時の土地の現況図(縮尺1,000分の1以上)を併せて添付しなければならない。

(工事完了公告以前の建築等の承認申請)

第14条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告以前の建築等承認申請書(様式第11号)に、次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築物等を建築し、又は建設しようとする敷地の位置を示す図面(縮尺2,500分の1以上)
- (2) 敷地内における建築物等の位置を示す図面(縮尺500分の1以上)
- (3) 建築物等の平面図及び立面図(縮尺500分の1以上)

- (4) 第5条第1項第8号に規定する図書
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請に係る承認をしたときは、工事完了公告以前の建築等承認通知書(様式第12号)を申請者に交付する。

(建築面積の割合等の特例許可の申請)

第15条 法第41条第2項ただし書の規定に係る許可を受けようとする者は、市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書(様式第13号)に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに規定する図書
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請に係る許可をしたときは、市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書(様式第14号)を申請者に交付する。

(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第16条 法第42条第1項ただし書の規定に係る許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(様式第15号)に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 第5条第1項第8号及び第14条第1項第1号から第3号までに規定する図書
 - (2) 土地利用計画図(排水計画を含む。縮尺500分の1以上)
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請に係る許可をしたときは、予定建築物等以外の建築等許可通知書(様式第16号)を申請者に交付する。

(建築物等の新築等の許可申請)

第17条 法第43条第1項の規定に係る許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設の許可申請書に、省令第34条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 第5条第1項第1号、第2号、第5号及び第8号並びに第14条第1項第3号に規定する図書
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請に係る許可をしたときは、建築物等の新築等許可通知書(様式第17号)を申請者に交付する。

(地位の承継)

第18条 法第44条の規定による地位の承継をした者は、速やかに開発許可を受けた地位の承継届出書(様式第18号)を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出書には、地位を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

第19条 法第45条の規定に係る地位の承継の承認を受けようとする者は、開発許可を受けた地位の承継承認申請書(様式第19号)に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
 - (2) 省令第16条第5項に規定する資金計画書及び第3条に規定する書類
 - (3) 第5条第1項第3号に規定する書類
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の申請に係る承認をしたときは、開発許可を受けた地位の承継承認通知書(様式第20号)を申請者に交付する。

(開発登録簿の様式)

第20条 省令第36条第1項の規定に係る開発登録簿の調書は、様式第21号によるものとする。

(開発登録簿の写しの交付申請)

第21条 法第47条第5項の規定に係る開発登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書(様式第22号)を市長に提出しなければならない。

(開発行為又は建築に関する証明書の交付申請)

第22条 省令第60条の規定により、法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に適合している旨の証明書の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書(様式第23号)を市長に提出しなければならない。この場合においては、第14条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る証明をしたときは、開発行為又は建築に関する証明書(様式第24号)を申請者に交付する。

(申請の取下げ)

第23条 法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定による許可の申請、法第37条第1号若しくは第45条の規定による承認の申請又は前条第1項の規定による証明交付申請書を取り下げようとする者は、申請取下届出書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第24条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第26号によるものとする。

(緊急措置)

第25条 開発許可を受けた者は、開発行為について災害が発生し、又は他に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を文書をもって速やかに市長に届け出なければならない。

(申請書等の提出部数)

第26条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書等及びこれに添付する図書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。ただし、第21条の規定に係る開発登録簿の写し交付申請書及び第23条の規定に係る申請取下届出書にあつては、1通とする。

(手数料)

第27条 法、省令及びこの規則の規定により許可、承認又は交付を受けようとする者は、太田市手数料条例(平成17年太田市条例第79号)の定めるところにより許可、承認又は交付申請の際に手数料を納付しなければならない。

(その他)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の太田市開発行為等の規制に関する規則(平成3年太田市規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年9月28日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第27号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成 年 月 日規則第 号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、太田市開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)における開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 閲覧所は、都市政策部建築指導課内に置く。

(閲覧所の休日)

第3条 閲覧所の休日は、太田市の休日を定める条例(平成17年太田市条例第2号)に規定する休日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が登録簿の整理その他必要があると認めるときは、その旨を閲覧所に掲示し、臨時に休日を設けることができる。

(閲覧時間)

第4条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧手続)

第5条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある開発登録簿閲覧申込書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(閲覧料)

第6条 登録簿の閲覧は、無料とする。

(持出しの禁止)

第7条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の禁止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則又は必要な指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第87号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第38号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第29号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。